

## 第 9 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和元年9月18日(水) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明・4 東海 光政  
5 村澤 藤次・8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉  
11 清水 喜代己・12 海野 要・13 内藤 正敏・  
19 草深 みつよ・21 坂野 大徹・23 川邊 千秋

以上 14名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 藤井事務局長・竹田主査

総合支所 河芸：後藤副主幹 美里：倉田主事補 安濃：横井担当副主幹  
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 23 川邊 千秋 ・2 田中 康章

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理取消願について（所有権  
移転）

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定に  
ついて（別冊）

## 議 事 の 大 要

議 長 それでは第9回第1農地部会を開催させていただきます。  
本日の欠席は、今19番の草深委員が遅れてみえますので、全員出席ということでございますので、よろしくお願いいたします。  
それでは、本日の議事録署名者を私の方から指名させていただきます。  
23番の川邊 千秋委員、2番の田康 康章委員よろしくお願いいたします。  
まず初めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第6号まで、事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 まず、報告案件を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。

13ページの議案第1号、番号5をご覧ください。  
対象地が、2筆記載されておりますが、安濃町戸島中川原\_\_\_\_\_のみ、取下げ願いが提出されましたので、\_\_\_\_\_のみ削除願います。  
これは、改めて今後分筆を行い、農業用施設用地として取得する5条申請と、農地として取得する3条申請へ変更しようとするものです。  
また、削除になったことで、田の面積は7,848㎡となります。合計面積は12,087.99㎡となりますので、訂正をお願いします。  
それでは、改めて報告案件の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。  
番号1から6で、合計件数は6件、合計面積は16,277㎡、その内訳は、田が11,353㎡、畑が4,924㎡でございます。  
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

2ページから6ページをお願いいたします。  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。  
番号1から8で、合計件数は8件、合計面積は41,655.51㎡、その内訳は田が34,684.99㎡、畑が6,970.52㎡、でございます。  
これらにつきましては、相続の届出でございます。  
なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

7ページをお願いいたします。  
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。  
番号1、賃貸住宅用地でございます。

以上、件数は1件、面積は畑で、934.61㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理取消願について（所有権移転）、でございます。

番号1 共同住宅用地とすることを目的に、平成31年4月23日付けで受理を受けたものになりますが、譲り受ける名義を単独から、共有名義へ変更するため、取消を願いでたものでございます。

なお、当事案は、次の報告第5号、番号3に記載しましたとおり、後日届出がなされ、8月6日付けで改めて受理されております。

以上、件数は1件、面積は田で、1,626㎡でございます。

9ページから10ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1、太陽光発電施設用地

番号2、一般個人住宅用地

番号3、共同住宅用地

番号4、建売（分譲）住宅用地

番号5、一般個人住宅用地

番号6、一般個人住宅用地及び駐車場用地

番号7、水路用地

番号8、公衆用道路用地

番号9、長屋住宅用地

番号10、分譲住宅用地

番号11、事務所用地

番号12、一般個人住宅用地

番号13、太陽光発電施設用地でございます。

以上、件数は13件、合計面積は10,450㎡で、その内訳は田が4,651㎡、畑が4,595㎡、他としまして登記簿地目が原野に対し、現況地目が畑となっておりますのが1,204㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、資材置場用地

以上、件数は1件、面積は田で、734㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。  
それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局

12ページから13ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受人 \_\_\_\_\_、面積 1,195㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,304㎡、申請地 白塚町白池 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 998㎡ 外2筆、合計面積 1,304㎡。

これにつきましては、受人は、生前一括贈与により、渡人から申請地を譲り受けるものです。

なお、当地区の下限面積は、2,000㎡となっております。

番号2、地区 高茶屋、受人 \_\_\_\_\_、面積 10,331.60㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 630㎡、申請地 高茶屋小森町向山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 135㎡ 外1筆、合計面積 630㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 豊津、受人 \_\_\_\_\_、面積 3,527㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 60.99㎡、申請地 河芸町一色中起 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 26㎡ 外1筆、合計面積 32.99㎡。

これにつきましては、受人は相手方に要望し、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお、当地区の下限面積は、3,000㎡となっております。

番号4、地区 明合、受人 \_\_\_\_\_、面積 3,678㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 8,934㎡、申請地 安濃町栗加檜之木 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,761㎡ 外11筆、合計面積 8,767㎡。

これにつきましては、受人は、生前部分贈与により、渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号5、地区 明合、受人 \_\_\_\_\_、面積 90,560㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,354㎡、申請地 安濃町戸島平塚 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,354㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお、渡人の面積が1,354㎡と記載されておりますが、報告第1号の番号6において、所有権移転を行おうとする申請地が、既に解約されておりますことから、これを合わせまして合計面積の4,512㎡となります。

以上、件数は5件 合計面積は12,087.99㎡で、その内訳は田が7,848㎡ 畑が4,239.99㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 白塚。

田村委員 3番、田村です。9月13日に現地確認を行いました。事務局説明どおりで問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号2、地区 高茶屋。

村澤委員 5番、村澤です。何の問題もないと思います。

議 長 番号3、地区 豊津。

喜多委員 これは私のところですが、地元推進委員と現場を見させてもらいましたが別に問題なしということで、事務局の説明のどおりです。よろしく申し上げます。

議 長 番号4、番号5、地区 明合。

海野委員 まず4番、9月9日に地元推進委員並びに農業委員と現地確認を行いました。問題ないと思います。続きまして5番、同じく9月9日に地元推進委員、農業委員と現地確認を行い問題なしという判断でございます。

議 長 番号1から番号5について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。  
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 一身田、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 一身田平野佛田 \_\_\_\_\_、  
台帳地目 田、現況地目 畑、面積 514㎡。

これにつきましては、この後の議案第5号、番号1にてご審議いただく案件に関連しております。自己所有地に共有名義で一般個人住宅を建築しようとする、自己転用分の申請となります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 椋本、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町椋本東豊久野 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 27㎡ 外1筆、合計面積 1,321㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、475.20㎡、パネルの設置率は、転用面積の36%になりますが、太陽光パネルの維持管理に必要であると思われる、車両の転回スペースを含めた駐車場も一部に計画されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、面積は田で、1,835㎡でございます。

いずれの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 一身田。

田村委員 3番、田村です。9月9日の日に、地元推進委員と現地確認を行いました。事務局説明どおりで特に問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

議 長 番号2、地区 椋本。

牧野委員 10番、牧野です。9月の10日に会長さんはじめ部会長さん、それから農業委員それから地元推進委員と現地確認させていただきましたけれども、別に何も問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号1から番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。

議 長 次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、15ページから17ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移

転)でございます。

番号1、地区 白塚、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白塚町鎌田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、  
面積 704 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、378.48 m<sup>2</sup>、パネルの  
設置率は、転用面積の53.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断  
されます。

番号2、地区 栗真、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 栗真町屋町里東 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
畑、面積 691 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、468.16 m<sup>2</sup>、パネルの  
設置率は、転用面積の67.8%になります。農地区分は、第3種農地と判断  
されます。

番号3、地区 栗真、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 栗真小川  
町大門 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 416 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、231.92 m<sup>2</sup>、パネルの  
設置率は、転用面積の55.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断  
されます。

番号4、地区 栗真、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 栗真小川  
町大門 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,609 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、654.72 m<sup>2</sup>、パネルの  
設置率は、転用面積の40.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断  
されます。

番号5、地区 栗真、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 栗真小川町大門 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
田、面積 558 m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 1,179 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、598.17 m<sup>2</sup>、パネルの  
設置率は、転用面積の50.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断  
されます。

番号6、地区 栗真、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 栗真小川町大門 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
田、面積 1,289 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、589.24 m<sup>2</sup>、パネルの  
設置率は、転用面積の45.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断

されます。

番号7、地区 栗真、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 栗真小川町沢 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、  
面積 833㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、458.30㎡、パネルの  
設置率は、転用面積の55.0%になります。農地区分は、第2種農地と判断  
されます。

番号8、地区 栗真、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 栗真小川町大門 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
田、面積 224㎡ 外1筆、合計面積 452㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、208.73㎡、パネルの  
設置率は、転用面積の46.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断  
されます。

番号9、地区 栗真、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 栗真小川町大門 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
田、面積 1,421㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、598.17㎡、パネルの  
設置率は、転用面積の42.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断  
されます。

番号10、地区 栗真、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 栗真小川町沢 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、  
面積 495㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、305.73㎡、パネルの  
設置率は、転用面積の61.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断  
されます。

番号11、地区 栗真、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 栗真小川町東浦 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
田、面積 1,157㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、491.04㎡、パネルの  
設置率は、転用面積の42.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断  
されます。

番号12、地区 高茶屋、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請  
地 城山三丁目 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 429㎡ 外2  
筆、合計面積 1,407㎡。



これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、518.24㎡、パネルの設置率は、不整形地であることから転用面積の36.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 高茶屋、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 城山三丁目 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 378㎡。

これにつきましては、申請地の隣接地に居住する祖父母と同居することになった受人が、接道する道路が狭い申請地を譲り受け、家族所有の自家用車5台分と祖父が週に数回利用する中型福祉車両の転回スペースを含めた、駐車場用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号14、地区 椋本、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外4名、申請地 芸濃町椋本墓沢 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 942㎡ 外16筆、合計面積 13,961㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を貸事業所用地と転用したのち、事業者に貸し出そうとするものです。

具体的な転用計画としましては、建設機械のレンタル及びメンテナンスを行う法人が借受ける予定で、三重県内に点在する建設機械の修理等メンテナンス機能を集約し、効率化を図るためを目的に、事務所・修理工場・大型機械等の建設機材置場・駐車場・調整池などが構築されます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 草生、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町草生天神前 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 300㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、205.38㎡、パネルの設置率は、転用面積の68.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 村主、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町前野里 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 429㎡ 外2筆、合計面積 887㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、480.96㎡、パネルの設置率は、転用面積の54.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 村主、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町川西世古 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 198㎡ 外3筆、合計面積 2,412㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を9戸分の建売（分譲）住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は17件、合計面積は29,591㎡、このうち田が26,014㎡、畑で3,577㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元の委員さんの意見を伺う前に、ちょっとこの議案第3号の現地確認をしている時に思いましたことを皆さんにお伝えしておきたいなと思います。今回、所有権移転で太陽光がほとんどでございましたけれど、今月において14番にありますように、13,000㎡程の遊休地を解消し有効利用するという事で、非常に喜ばしいと思います。太陽光に限らず今回そう思った次第です。事業者を誘致して、その農地を有効利用していただくという目新しいことがここに出てきておりますので、その辺も地元委員さんの説明の中にあろうかと思えます。それでは地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 白塚。

田村委員 3番、田村です。9月9日の日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局説明どおりで特に意見はありませんので、よろしく申し上げます。

議長 番号2から番号11、地区 栗真、申し上げます。

坂野委員 21番、坂野です。2番から11番まで、私と地元推進委員、事務局で確認しました。それから4,5,6,9については、守山会長と太田部会長あと事務局とで確認しましたが、特に問題ないと思います。

議長 番号12、番号13、地区 高茶屋。

村澤委員 5番 村澤です。会長、部会長、地元推進委員、事務局と9日、現地確認に行きました。別に何の問題もないのでよろしく申し上げます。

議長 番号14、地区 棕本。

牧野委員 10番、牧野です。9月の10日、会長さん、部会長さん、それから事務局の方、それから地元推進委員、関係者で現地を確認いたしました。この地区は基盤整備事業から除外され、境界が明確でない場所が多々あるところですので、なかなか担い手も見つからず、周囲は住宅、アパート、田を耕作している混合した地区になります。周りの関係者の同意も得ているということでございましたので、事務局の説明どおり何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 番号15、地区 草生。番号16、番号17、地区 村主。

内藤委員	13番、内藤です。15番は9月の9日、地区の農業委員それから地元推進委員と確認をさせていただきました。何ら問題ございません。16番に関しましては、9月の9日に海野委員と地元推進委員と現地を確認させていただきました。これも問題ございません。17番は建売住宅ということで、守山会長、太田部会長、それから事務局の方に来ていただく中、地元推進委員、それから業者の方に説明等受けて現地を確認させていただきました。施工上の問題、それから排水上の問題もクリアされたということでございまして、問題ないと思います。よろしく願いいたします。
議長	番号1から番号17について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。
議長	次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>18ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。</p> <p>番号1、地区 黒田、借人 _____、貸人 _____、申請地 河芸町南黒田河戸_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 738㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。</p> <p>パネル設置面積は、265.68㎡、パネルの設置率は、不整形地であることと、地元要望どおりフェンスの設置位置を境界より50cm離すことから、転用面積の36.0%になります。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 椋本、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町椋本東三ツ谷_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,221㎡の内884㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。</p> <p>パネル設置面積は、442.8㎡、パネルの設置率は、転用面積の50.1%になります。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は2件、面積は田で1,622㎡でございます。</p> <p>いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>

以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1 地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。地元推進委員と現場を見させてもらいましたが、別に何ら問題なしということで事務局の説明どおりですのでよろしくお願いします。

議 員 番号2 地区 棕本。

牧野委員 10番、牧野です。9月の10日、農業委員、地元推進委員、それから事務局の方と現地確認させていただきましたけれど、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 番号1と、番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。

議 長 次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 19ページをお願いいたします。  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。  
番号1、地区 一身田、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 一身田平野佛田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 514㎡。  
これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は田で514㎡でございます。  
いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1 地区 一身田。

田村委員	3番、田村です。この案件につきましては、議案第2号と同じでありますので、事務局説明通りで特に問題ありませんのでよろしくお願いいたします。
議 長	番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第6号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	20ページをお願いいたします。 議案第6号 非農地証明願について、でございます。 番号1、地区 高野尾、願出者 _____、申請地 高野尾町下り町_____ 台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 173㎡。 提出されております建物登記全部事項証明書により、申請地には昭和49年に居宅が建築されたことが確認できます。 このことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。  以上、件数は1件 面積は畑で173㎡でございます。  以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 高野尾。
田中委員	2番、田中です。9日の日に事務局と地元推進委員と現地確認いたしまして何ら問題がないということで、昨日高野尾の農振協議会に審議いたしまして、何ら問題がないということでございます。以上でございます。
議 長	番号1について、地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第6号については、証明することに決定いたします。 次に別冊でお配りしました、議案第7号 第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。 事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で5, 346㎡、畑の使用貸借で672㎡、契約件数は3件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、393㎡、畑の賃貸借1, 446㎡、契約件数は1件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で19, 445㎡、契約件数は4件でございます。

芸濃地区につきましては、契約はございませんでした。

美里地区につきましては、田の使用貸借で1, 209㎡、契約件数は1件でございます。

香良洲地区につきましては、田の賃貸借で1, 396㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて27, 789㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて2, 118㎡、合計契約件数は10件、合計面積は29, 907㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区1件、安濃地区3件、美里地区1件で合計5件、合計面積は17, 486㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で50%、面積で58.5%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。始めに、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号4についてです。

\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

整理番号12について、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございました。

入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。  
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは議案第7号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。  
以上で第9回第1農地部会を終了いたします。

午前10時43分

上記は、第9回第1農地部会の議事を録したものである。

令和元年9月18日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_